

あおもり産品情報サイトリニューアル等業務仕様書

第1 委託業務の名称

あおもり産品情報サイトリニューアル等業務

第2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

第3 業務の概要

1 業務の目的

あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち (<https://www.umai-aomori.jp>)」(以下「現行サイト」という。)は、古い情報やサイト構造、アクセス数の伸び悩みのほか、ウェブ環境の変化やユーザーニーズに十分応えられていない。また、県産品PR冊子「青森のうまいものたち」についても、県産品の魅力や新たな情報を十分伝えられていない。

今後、消費者をターゲットとして県産品の魅力を伝えていくに当たり、現代に合致したコンテンツの提供が急務とされている。

本業務は、ウェブサイト全体の見直しによって、青森県産品の情報をより多くの人に、より分かりやすく発信するとともに、ECサイトへのスムーズな誘導等によって閲覧者の消費行動につなげるため、リニューアルを行うものである。また、冊子の全体構成とデザインを見直し情報発信力を強化するとともに、ウェブサイトへの誘導を図るため、併せてリニューアルするものである。

これらの一体的な取組によって、県産品の認知度向上と消費拡大を図るものである。

2 構築等の方針

(1) ウェブサイト構築方針

- ① より多くの一般消費者の検索にヒットしやすいウェブサイトであること。
- ② サイト閲覧者にとって、見やすく、県産品の興味を引くような構成及び内容であること。
- ③ 閲覧者の県産品の購入意欲が高まるような構成及び内容であること。
- ④ 全ての閲覧者が、欲しい情報が容易に入手できるウェブサイトであること。
- ⑤ 専門的な知識や操作技術を必要とせず、容易にコンテンツの作成、更新ができること。

また、操作性が高く、コンテンツの作成、更新を行う者の業務負担を軽減すること。

- ⑥ ウェブ技術の進歩に合わせ、機能の追加等に対応できる拡張性、柔軟性を持つこと。
- ⑦ 公開後の更新作業に係る経費を含めたトータルコストを可能な限り軽減できる内容とすること。

(2) 新冊子制作方針

- ① 一般消費者にとって、見やすく、県産品の興味を引くような構成であること。
- ② 閲覧者の県産品の購入意欲が高まるような構成及び内容であること。
- ③ 閲覧者の知的好奇心を高め、ウェブサイトへのアクセスを促進するような手法を取り入れること。

3 業務の内容

(1) ウェブサイトの構築

本業務の目的、方針及び以下の事項を踏まえ、他県の関連ウェブサイトも参考に、独自の視点を盛り込んで情報収集がしやすく利便性の高いデザインや機能を備えたウェブサイト企画し、構築すること。

① ウェブサイトの名称は、「あおもり産品情報サイト『青森のうまいものたち』」とする。

② 設計関連

閲覧者が必要とする情報にアクセスしやすいデザインや検索機能等を備えること。

③ 次の項目の基本設計（企画・構成及びデザイン等）

ア 現行サイトのアクセスデータを活用したサイト分析・評価

イ アの分析・評価を踏まえたウェブサイトの全体構成・企画
（掲載品目の追加、ECサイトへの誘導策を含む）

ウ ウェブサイトの運営方法及び役割分担

エ SNSの活用等

オ ウェブサイトの基本ページデザイン・レイアウト

カ マルチデバイスへの対応

キ セキュリティ対策の構築

ク 翻訳ツール等への対応

ケ 海外SEO対策

コ ウェブサイトへのアクセス促進策

④ ページ制作（800 ページ以上）及びテスト運用

（ネットショップについて、カテゴリごとに掲載商品一覧ページを制作し、各商品画像からリンクする紹介ページを商品ごとに制作すること。掲載商品は、県が別途公募することとし、1事業者当たり1カテゴリにつき1商品を想定する。各紹介ページには、事業者から提供のあった商品画像、原稿、事業者が運営するECサイトへのリンク等を掲載すること。）

⑤ ウェブサイトのコンテンツに使用するための素材収集及び取材対応

（各コンテンツの制作に当たり、受注者はできる限り素材収集に努めることとするが、特に定めのない場合は、県と協議の上、県が所有する画像等を使用してもよいこととする。）

⑥ サーバーの構築及び機器調達

⑦ CMSの構築

⑧ 現行サイトから新サイトへの移行スケジュールの作成

⑨ 現行サイトからのサーバー移行及び運用

（現行サイトからのサーバー移行時にエラーが発生した場合、切り戻しを実施し、移行を妨げる不具合を解消した後、切り替えを実施すること。）

⑩ ウェブサイト操作マニュアル（管理者向け、利用者向け）の作成、操作教育

⑪ その他、ウェブサイト制作に必要な業務

(2) 新冊子の制作

- ① 新冊子の名称の考案
- ② 全体構成、表紙デザイン、ページデザイン、ウェブサイトへの誘導策の設計
- ③ 制作部数等
 - ア 制作部数 15,000 部
 - イ 仕様 24 ページ以上（両面印刷）、フルカラー、マットコート紙 90kg
- ④ 新冊子のコンテンツに使用するための素材収集及び取材対応
(各コンテンツの制作に当たり、受注者はできる限り素材収集に努めることとするが、特に定めのない場合は、県と協議の上、県が所有する画像等を使用してもよいこととする。)
- ⑤ その他、新冊子制作に必要な業務

4 業務運営体制

受注者は業務を実施するに当たり、次の業務を担当する責任者 1 人を配置すること。

- ① 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- ② 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- ③ 業務全体の進捗管理
- ④ その他本業務の運営上必要と認められる事項

5 要求仕様（ウェブサイト）

(1) 要求機能等

- ① アイコン及びファビコン機能
アイコンを効果的に使用する。また、県産品 PR 用シンボルマークをファビコンに使用する。
- ② カルーセル機能
旬の食材や最新の情報等、複数のコンテンツをスライドさせ、表示できるものとする。
- ③ 動画表示機能
ウェブサイト内に動画を表示できるものとする。
- ④ リンク設定機能
各ページにおいてリンク数の制限なくリンク設定をできるものとする。
- ⑤ ウェブサイト内検索機能
ウェブサイト内に検索窓を設置し、コンテンツを検索できるものとする。
- ⑥ 県産品検索機能
各県産品の検索を容易にできるものとする。
- ⑦ 販売店・食事店検索機能
各店舗の検索を容易にできるものとする。
- ⑧ 販売商品検索機能
ネットショップ販売商品の検索を容易にできるものとする。

カテゴリー別や品目別にネットショップ取扱商品一覧のページを作成し、各商品を選択すると商品紹介ページが表示され、外部ECサイトへ移行できるものとする。

⑨ 地図表示機能

位置情報が必要なコンテンツ内に外部地図サービスを連携させ、新しいリンク先に飛ぶことなく、ページ内での円滑な位置情報を提供する。

⑩ 画像ダウンロード機能

ウェブサイト内に用意した画像をダウンロードできる機能とする。

⑪ レスポンシブ対応

PC、スマホ、タブレット等、様々なデバイスでの閲覧に対応できるものとする。

⑫ サイトマップ

サイトマップを作成し、ウェブサイト中存在するページの内容とリンクを掲載する。

⑬ 翻訳対応機能

翻訳ツールや翻訳サイト等により適切に翻訳できるものとする。

⑭ SNS 連携機能

各種 SNS とのシステム的な連携機能により、効果的な情報の拡散や、ウェブサイトへの訪問機会及び各コンテンツへのアクセス増加など SNS 流入を強化する。

⑮ 問合せ機能

各種問合せに対応したフォームを設置し、ストレスのないような仕組みを構築する。

⑯ アクセス解析・ヒートマップ表示機能

ユーザーフレンドリーなウェブサイトの提供を目的として、アクセス解析ツールやヒートマップツールを導入する。

⑰ CMS 機能

効率的なウェブサイトの運営を目的として、CMS 機能を導入する。

(2) システム要件

① 構築するウェブサイトは https プロトコルで閲覧、登録が可能であること。

② 現行サイトのドメインを継続すること。

③ ブラウザ、デバイスの対応は、一般的かつサポートされているブラウザでの利用が可能なものとし、レイアウトが崩れないようにすること。少なくとも、Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari のそれぞれの最新版、iPhone 及び Android の標準ブラウザに対応すること。

④ サーバー、ウェブサイト構築、管理、運営に必要な機器は、全て受注者側で準備すること。

⑤ 掲載コンテンツが増加した場合にも耐えうる十分なサーバーを確保すること。

⑥ 使用するサーバーについては、信頼性の高いものを選択することとし、常時 SSL 化に対応すること。SSL 証明書等に係る手続、費用も本業務に含んで行うこと。

(3) 運用要件

以下の運用要件を想定し、システムを構築すること。

- ① 常に最適な環境で利用できるよう、発見されたバグ等については適宜修正作業を行うこと。
- ② 運用開始前に県立会いの下、県の全庁LAN端末から運用テストを行い、ホームページへのアクセス及びページ登録等の操作について正常稼働することを確認すること。動作に不具合がある場合は、ページ登録・更新方法等について県の指導の下、新たな手段を講じること。
- ③ システムへの不正アクセス又はセキュリティ侵害が発生した場合は、速やかに回復作業を行うとともに、県へ一報を入れた上で、県が指定する様式により報告書を作成の上県に報告すること。また、公開期間中は、常に最新のセキュリティ情報を収集し、県と協議の上必要となるプログラム修正等を行うこと。
- ④ システムが24時間365日稼働するよう管理を行うこと。
- ⑤ 運用保守に関する問合せ対応は、土日祝日を除く平日9:00～17:00とすること。
- ⑥ アクセスログについては、3か月以上保管すること。
- ⑦ データについては、3日に1回の頻度でバックアップを行うこと。バックアップに必要な領域については、受注者が用意すること。

(4) セキュリティ要件

- ① 青森県情報セキュリティ基本方針に準じ、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の外的及び内的要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等に対する防止措置を講じること。
- ② ドメインは、本業務終了後も継続使用ができることを前提とし、なりすまし等悪意のある第三者利用を防ぐため、ウェブサイト閉鎖後も一定期間（1年以上）第三者が利用できない措置を取ること。
- ③ ウェブサイトの安定稼働に向けたバージョンアップ情報やセキュリティ情報の提供について適切に判断し、セキュリティパッチ等のアップデートが必要な場合は速やかに対応すること。
- ④ ウェブサイトのアプリケーション及びウェブサイトの構築で採用したOS等に脆弱性が発見された場合、速やかに対応すること。

(5) CMS 要件

- ① 専門的知識を持たない職員でも理解が容易な操作マニュアルを整備し、操作誤り等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。
- ② CMS へのアクセスは、ID やパスワードの付与により許可された者のみが行えるようにすること。
- ③ CMS へのアクセス記録（ログインユーザ名、接続端末等）を取得・保存・表示できること。保存期間は5年間とする。

第4 制作スケジュール

ウェブサイトの本格運用開始及び新冊子の完成は令和7年3月末を期限とし、具体的なス

スケジュールについては、県と受注者と協議の上で決定する。

第5 成果品の納入

各成果品については、次表の指定により県に提出し、検収を受けること。納品方法は、電子媒体（CD-R 等）及び紙媒体で各 1 部（冊子は制作物 15,000 部）提出する。

1 成果品

名称	納入期限（予定）
【ウェブサイト】	
基本設計書	県と協議の上決定する
操作マニュアル （管理者向け、利用者向け）	
障害対応マニュアル	
制作物（コンテンツ制作等で使用する写真、テキストデータ等）	
【冊子】	
制作物	令和 7 年 3 月 31 日
【共通】	
業務計画書	契約締結後速やかに
業務完了報告書	令和 7 年 3 月 31 日

2 納品場所

青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課

第6 契約条件等

1 業務の再委託

- （1）委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することを禁止する。ただし、あらかじめ県に協議し承認を得た場合には、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- （2）受注者は、再委託の相手方に対して受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- （3）受注者は、再委託の相手方に対して、定期的に事業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告させること。

2 知的財産権の帰属等

- （1）本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条の規定に定める権利を含む全ての著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。ただし、成果物に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果

物に類似した製品を作成することを妨げない。

なお、受注者は県に対し著作権人格権を行使しないものとし、第三者に行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、県と別途協議するものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行い、また、当該著作権者の使用許諾条件について、県の下承を得るものとする。

(3) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害等の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切を処理するものとする。

なお、受注者は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに県に通知するものとする。

(4) (1) において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

3 機密保持

(1) 受注者は本業務を実施するに当たり、青森県情報セキュリティポリシーに従うこと。

(2) 受注者は本業務を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。①～⑤を除く。）を含め、契約上知り得た情報を第三者に開示又は本業務以外の目的で利用しないものとする。

① 県から取得した時点で、既に公知であること。

② 県から取得後、受注者の責めによらず公知となったもの。

③ 法令等に基づき開示されるもの。

④ 県から秘密でないと指定されたもの。

⑤ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの。

(3) 受注者は、県の許可なく取扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。

4 契約不適合責任

県は、成果物の引渡しの日から起算して12か月以内に成果物について仕様書との不一致（論理的誤り及びバグを含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができるものとし、受注者は、追完を行わなければならない。ただし、県に不相当な負担を課すものでないときは、受注者は県が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。この場合において、受注者は事前に県と協議するものとする。

5 法令等の遵守

(1) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（40年法律第45号）、著作権法等の関係法規を遵守すること。

- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

6 その他注意事項

- (1) 受注者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受注者は、本業務に関わる者に対し、安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受注者は、本業務において配置した全ての者に関し、県や団体及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、その都度県と協議して決定する。